

## 300号記念 協同労働の協同組合法制化実現にむけて

## 特集にあたって

利根川 徳 (協同総合研究所 専務理事)



## はじめに

いよいよ「協同労働の協同組合」法制化の実現が目前に迫っている。秋の臨時国会への法案上程も視野に入れて協議が進められてきたが、思わぬ衆議院解散・総選挙により足止めを食うことになった。当初は、節目の300号となる本号に法案全文を掲載し、法制定によってもたらされる可能性と課題について様々な角度から深めていく予定であったが、思ったようにはならないものである。

協同総研は、これまで一貫して「協同労働の協同組合法」の制定を視野に入れて、どのような法律をつくるべきか、具体的な法案の内容について研究活動を続け、日本労協連とともに法制化運動を推進してきた。本号に過去の特集一覧を掲載しているが、法制化運動の高まりに合わせて「協同の発見」誌でも法制化特集を組み、法制化がなぜ必要なのかを世に問い、法制化運動の進捗状況をお伝えしてきた。

実は「協同の発見」誌で法制化特集を組むのは久しぶりのことである。297号・298号で「法制化時代、協同労働を地域

づくりに活かすこと」という特集を組み、法制化によって地域にどのような可能性が生まれ、社会にどのようなインパクトを与えるのか考えてきたが、法律そのものについては言及していない。

ここに来て法制化実現に向けた動きが急ピッチで進むことになったのは、必ずしも法制化を求める市民運動の高まりがあったからというわけではない。地域経済の疲弊、人口減少社会・超少子高齢化社会の到来、労働の劣化、貧困・格差の拡大といった危機の時代に日本社会がある中で、市民自身が主体者として地域づくりに立ち上がる「協同労働」の実践に注目が集まり、持続可能な社会をつくっていくために、この働き方が必要であると多くの人が認めたからではないだろうか。

本号では、日本労協連が提案した「ワーカーズ協同組合法(仮称)骨子案」理由と骨子案を掲載している。これは協同総研の島村博理事長が起案し、「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、「協同組合振興研究議員連盟」、厚生労働省、衆議院法制局等に対して、日本労協連として求める法律の骨子を示したもの

で、その後の協議のベースとなってきたものである。

私たちの提案を受けて、日本労協連、ワーカーズ・コレクティブジャパンネットワークも参加する与党ワーキングチームにおける協議がおこなわれてきた。衆議院法制局は「労働協同組合法案(仮称)骨子素案」を作成し、厚生労働省との調整、与党ワーキングチーム、協同組合振興研究議連との最終的な協議を経て国会に法案が提出されることになるだろう。基本的な法案の内容の詰めは最終段階に入っているが、日本労協連が要請している主要なポイントについては大筋理解を得られているものと考えている。

法制化の実現が迫る中、日本労協連・センター事業団では、全国の自治体・議会を訪問して「協同労働の協同組合」の実践を伝え、法制化の必要性にたいする理解を求め、意見書採択を推進する行動の強化があらためて提起されている。本号では、センター事業団・高知事業所の寺田さんに高知県における意見書採択の取り組みを、センター事業団・北海道事業本部の平本本部長には北海道における首長懇談の取り組みを報告していただいた。地方議会における意見書採択は、10月現在898議会に達している。採択された自治体の一覧を資料として付しておく。

日本労協連副理事長の山本幸司さんには、この間の「協同労働の協同組合」法制化の取り組みの経過と現状、そしてこ

の法律の必要性と社会的背景について考察していただいた。「縮小ニッポンの衝撃」(NHKスペシャル取材班)で示された人口急減少社会という「現実」に対して、協同労働による人と人が支え合う地域社会づくりに活路を見出そうとする意欲的な論考である。

法制化実現に向けて、まだまだ楽観は許されないが、その日が一步一步着実に近づいていることは間違いなさそうである。法制化が実現した暁には、あらためて法制化特集を組み、皆様にお届けしたいと考えている。

以下で、過去の「協同の発見」誌から法制化運動の歴史を振り返り、法制化に向けた現在の進捗状況、法案のポイントについてお伝えしたいと思う。



## 法制化運動の歴史を「協同の発見」誌から振り返る

本誌ではじめての法制化特集は第61号(1997年5月)「労働者協同組合法の制定を求めて」で、労働者協同組合法研究会の中間報告として、「労働者協同組合法案」の基本的考え方が整理されている。同年6月にはシンポジウム「いま<協同労働>の法制化は！」が開催され、「労働者協同組合法」第一次案(協同総研案)が発表された。翌98年にこの法案は連合会案として承認され、労協法制定運動推進本部が発足した。また協同総研として、この労協法案の解説とそこに込めた思いをまとめた研究年報「労協法のすすめ」

を出版している。

第一条(法の目的)には、「この法律は、労働者その他の市民が協同労働による事業を行なうための組織に対し法律上の能力を与えること等により、労働者その他の市民が自発的に就労の機会を創出する活動を促進し、もって国民経済の発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」と記されている。

第104号(2001年2月)の特集は「協同労働法制定市民会議の記録」となっており、2000年11月25日に開催された「『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議」(初代会長：大内力東京大学名誉教授)の設立総会の様子が報告されている。そこでは、法制化運動を日本労協連中心の取り組みから全市民に広げて、「協同労働」を国民的な制度・政策に高めていく出発点の集会であったと記されている。

第184号(2007年11月)では「9.15法制化市民集会から年末までの取り組み」が特集されている。この年の6月に法制化市民会議会長に笹森清氏(元連合会長・中央労働者福祉協議会会長)が就任し、法制化運動が旺盛に展開されるようになる。ワーカーズ・コレクティブや障がい者団体、NPOとの連携も広がり、全国各地で法制化を求める市民集会が開催され、1万団体賛同署名の取り組みがおこなわれた。

第187号(2008年2月)の特集は「最終章への扉を開く、協同労働法制化運動」

である。同年2月20日に超党派による「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が設立され、坂口力元厚生労働大臣が会長に就任する。設立趣意書には、「多様な働き方の制度整備により、誰でも人たるに値する生活を可能にしなければならない。日本においては、使用者と労働者の関係は労働基準法をはじめとする労働法令によって定められている。しかし、協同出資、協同経営によって働くことに対する法律は存在しない。私たちはここに議員連盟を設立し、日本においても新しい働き方が可能になるよう、法制化を含めて検討するため出発するものである」と記されている。

地方議会における「『協同労働の協同組合法』の速やかな制定を求める意見書」採択運動も埼玉県北本市議会での採択を皮切りに全国に広がっていく。またこの号には、協同労働法制化市民会議を提案者とする「ワーカーズ協同組合」(仮称)法・要綱案の概要と要綱案が掲載されている。

第197号(2008年12月)の特集は「協同労働法が創る人と社会の未来」、第206号(2009年9月)は「協同労働が法制化される時代－誇りある生き方・働き方を地域から創る－」である。この時期は、法制化市民会議が運動をリードし、市民集会の開催、団体署名、意見書採択運動が活発化していった。

しかし、法制化の実現をめぐる動きは、しだいに国会・政治の場へと舞台を移し

ていく。2009年7月の総選挙で民主党政権が誕生し、2010年4月4日の議員連盟総会で「協同労働の協同組合法(仮称)要綱案」が確認・了承されるが、労働者保護(労働法制の適用)を巡って懸念が出され最終的な合意に至らないまま、東日本大震災、笹森会長の逝去、政権交代などの政治的激変を経て、議員連盟は活動停止に追い込まれることになった。

法制化実現に向けたエネルギーは削がれ、「協同の発見」誌においてもそれ以降今日にいたるまで法制化特集が組まれることはなかった。



### 協同労働の実践の高まりと法制化実現に向けた新たな動き

議員連盟の活動停止とともに、法制化実現への期待は萎んでいったが、ワーカーズコープの事業は拡大を続け、地域における協同労働への理解が深まり、共感の輪が広がっていった。

生活困窮自立支援事業への取り組みを通して、社会的に困難にある人たちと「共に働く」協同労働が、排除しない包摂力のある地域づくりに有効であることを示してきた。担い手不足のため衰退する地方の林業や農業など一次産業への挑戦も始まった。広島市のモデル事業として、地域の人たちが協同労働で事業を立ち上げる協同労働プラットフォーム事業がはじまった。山梨県西桂町のように、協同労働を活用して地域の再生を図ろうとする自治体も登場している。

こうした協同労働の実践の高まりと社会からの期待があったからこそ、今回の法制化の実現を求める活発な動きが生まれてきたのではないかと考える。

2015年、労協連理事会において「協同労働の協同組合」法制化推進委員会が設置され、再び法制化実現に向けた取り組みを強化していくことが確認された。翌2016年1月に、榎谷敬悟衆議院議員を座長とする一億総活躍推進本部「地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度検討小委員会」が公明党に設置され、法制化に向けたヒアリングとワーカーズコープの現場視察が実施される。また2016年7月、旧民主党を中心として組織された協同組合振興研究議員連盟は、「『協同労働の協同組合法』の制定を先行課題として協同組合基本法制定を目指す」と優先順位を明確にし、超党派議連として再編強化され、会長には自民党の河村健夫衆議院議員が就任した。こうした流れを受けて、2017年5月には「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」が設置され、法制化に向けた検討が急ピッチで進められてきた。この間の詳しい経過については、最前線で国会議員や関係機関との交渉を担ってきた山本幸司氏の論考に詳しく書かれているのでご参照いただきたい。



### ワーカーズ協同組合法(協同労働の協同組合法)のポイント

はじめに法案名称についてであるが、

日本労協連骨子案では「ワーカーズ協同組合法」としている。これに対して衆議院法制局がまとめた骨子素案では「労働協同組合法」となっている。「協同労働の協同組合法」とするのが自然であるとの意見も強くあり、今後の協議を経て決定されていく。

2点目として、これまでも法設計上もっとも議論となってきた組合員の労働者性の問題についてである。「組合の基準」の項目に、組合員は組合との間で労働契約を結ぶことを明記し、組合員は労働基準法第9条でいう労働者であるということを確認にした。これによって、これまでの法制化論議の中であったブラック企業に悪用されるといった批判を受けることもなくなるだろう。

3点目として、「組合員」の項目に、組合員は議決権を行使して労働条件を確定すると記されている。「目的」にも、組合員が協同で定めた労働条件に従い事業に従事する協同組合と記されており、この点が大きな特徴と言える。これまで安易に「雇われない働き方」という定義が使われてきたが、「自らの労働条件を協同で決めることができる働き方」とするのが妥当である。

4点目として、設立手続きについては、準則主義(届け出制)によるものしてい

る。公益法人の改革以来、認可主義を改め準則主義へという流れができており、この間の協議においてもほとんど問題とされていない。

その他、剰余金の処分については地域の就労創出のための基金として優先的に積み立てること、連合会についての規定も設けられている。

最後に、「組織転換」について述べるが、この点については、まだしっかりと議論されていない。この法律を使って新たに法人を立ち上げる場合はさして問題はないが、人格なき社団、企業組合法人、NPO法人等の法人格を仕方なく活用して事業活動をおこなってきた組織がスムーズにこの協同組合法人に移行できるかどうかという点である。面倒な手続きを要する、または転換が不可能といった事態は是非避けていただきたい。そもそも法の趣旨を体現して取り組んできた団体の存在こそが、法制化を必要とする第一の理由なので、この点は十分に考慮してもらいたいと考える。

法案が完成し国会に上程されるのは来年の通常国会以降に持ち越しとなったが、どのような法律を目指しているのか、日本労協連が提案した骨子案から読み解いていただければと思う。